

文化庁 委託事業
平成27年度 若手アニメーター等人材育成事業

“若手アニメーター育成プロジェクト”

募集案内

文化庁/一般社団法人 日本動画協会・若手アニメーター育成プロジェクト事務局

お問い合わせ先

一般社団法人日本 動画協会・若手アニメーター育成プロジェクト事務局

■担当 / 小林洋子・塙田（たおだ）浩一

■E-Mail: bunka@aja.gr.jp

■一般社団法人 日本動画協会 Web: <http://www.aja.gr.jp/>

※募集案内、提出書類様式は、上記ウェブページよりダウンロードできます。

はじめに

若手アニメーター等人材育成事業（以下、本事業と言う）は、メディア芸術であるアニメーションの振興に向けた取組の充実を図るため、将来を担う優れた若手アニメーター等の育成を推進し、もって我が国アニメーション分野の向上とその発展に資することを目的として、平成22年度から開始された事業です。平成27年度 一般社団法人日本動画協会は、文化庁より、この事業にかかる業務（本プロジェクト）を実施する団体として、採択を受けました。

本プロジェクトでは、有識者により構成される選定評価委員会の審査により作品制作団体として選定を受けた4団体において、主に若手アニメーターを起用し、監督・作画監督の下、平成28年2月中旬までに、それぞれテレビシリーズの1話分となる24分程度の短編オリジナルアニメーション作品を各1本ずつ、計4作品を制作いたします。

本事業の目的は人材育成ですので、制作過程にて効果的なOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）を実施するため、所定の要件を満たしていただく必要があります。

なお、本プロジェクトにより受託された各団体は、作品制作を滞りなく終えた後、本事業により制作されたアニメーション作品の著作権は、受託制作団体に帰属することとなります。

つきましては、本事業に興味を持って頂きました会社には、本募集案内のとおり、受託制作団体としての応募をお願いいたします。我が国におけるアニメーション制作の明日を担う若手の育成を行うことによって、アニメーション業界の次世代へ日本のメディア芸術が継承されることを切に願っております。

貴社の若手アニメーターを育成したいと考えておられる会社は、是非この機会に本事業への応募を活用いただけますでしょうか。皆様の意欲的なご応募をお待ちしております。

文化庁／一般社団法人 日本動画協会・若手アニメーター育成プロジェクト事務局

本募集案内の内容

- 1 本プロジェクトの概要
- 2 応募資格
- 3 応募書類
- 4 応募書類の提出方法等
- 5 応募のスケジュール
- 6 備考

1 本プロジェクトの概要

本プロジェクトでは、第三者委員会である選定・評価委員会により選定された4つの作品制作団体において、平成27年度内に24分程度の短編オリジナルアニメーションを制作いただく過程において、OJTによる若手アニメーター等の人材育成を実施していただきます。

作品の制作団体に対しては、制作予算として3,518万円（税別）およびアニメーター育成に関する講座やノウハウ等を提供いたします。本プロジェクト終了後における制作作品の著作権は、受託制作団体に帰属します。

そのほか、本プロジェクトの詳細については、「スケジュール」および、「プロジェクト計画書」をご参照ください。

2 応募資格

原則として日本国内に本拠があり、商業アニメーションに関する十分な制作実績、およびアニメーター育成の実績あるいは意欲を有する日本法人であること。

3 応募書類

詳細については「プロジェクト計画書」に記載された該当項目も併せてご参照ください。

(1) 作品に関する資料

①メインスタッフリスト（様式1）

監督、プロデューサー、作画監督、指導的原画および若手原画3名以上を応募時の必要記載事項とします。

<注意>・監督、プロデューサー、作画監督、育成に携わる原画マンについては、応募後の変更は原則として認められません。

・キャラクターデザイナーは作画監督と同じであることが好ましい。

	応募時提出	選定後提出	備考
監督	○		
プロデューサー	○		
作画監督	○		
キャラクターデザイナー	△	○	
作画監督補佐		○	
指導原画	○		
若手原画1	○		
若手原画2	○		
若手原画3	○		
若手原画4	○		
若手原画5		○	
若手原画6		○	
若手原画7		△	
若手原画8		△	
中堅原画1		○	
中堅原画2		○	指導的原画を含め 2~3名
中堅原画3		○	
動画チェック		○	
担当制作進行		○	
動画1		○	
動画2		○	
動画3		○	
動画外注予定会社等		○	

②育成アニメーター概要書（様式任意 A4サイズ）

本プロジェクトを通じて育成を図りたい若手アニメーター（最低3名以上）の人数と、現在の状況を記載すること。なお、本プロジェクトが育成対象とする若手アニメーターとは、次の下記事項のすべてを満たすものとします。

※本プロジェクトが育成の目標とするアニメーターとは演技を創れるアニメーターです。
このことにもご留意下さい。

※注意 若手アニメーターについては、応募後の変更は原則として認められません。
尚、選定後に、育成を図る若手アニメーターを計6～8名にして頂かなければなりませんので、そのことにもご留意下さい。

＜若手原画アニメーターの応募条件＞

- ・動画職を含むアニメーター経験が1年以上で、原画職経験が3ヶ月以上、3年以下で、
応募〆切時30歳以下のアニメーター
- ・上記条件を満たしていないが、本プロジェクトにおいて当該アニメーターの育成を担当
する作画監督が、育成を強く希望するアニメーター。

若手原画アニメーターは参加制作会社に属していないフリーランス、または他の制作会社の所属であっても構いません。

但し、実施に関してはOJTが必須となるので、監督・作画監督と同じ場所、同じ時間帯での作業が出来なければなりません。

③あらすじが分かる程度の脚本等（様式任意 A4サイズ）

メインスタッフリストに記載された監督の主体的関与の下に作成された、本プロジェクトにおいて制作しようとする作品のあらすじが分かる程度の脚本またはこれに準ずる資料。

④基礎となるキャラクターデザイン（様式任意 A4サイズ）

メインスタッフリストに記載された監督またはその他のアニメーターによるアイデアスケッチ程度のキャラクターデザイン。

⑤絵コンテ（様式任意 A4サイズ）

本プロジェクトにより制作する作品の絵コンテ案。（一部抜粋部分でも可）

⑥作品の収支予算積算書（様式2）

本プロジェクトにより制作しようとする作品の予算配分計画。

※本プロジェクトにより提供される制作予算は、1作品あたり3,518万円（税別）です。
作品制作団体のご負担により予算を増額いただくことは差し支えありません。ただし、
ご提出される収支予算積算書（様式2）の選定後の変更は原則認めませんのでご注意ください。

⑦その他

企画書、イメージボード、設定画、その他必要と思われる資料がある場合には、これらを補足資料としてご提出いただいても差し支えありません。

(2) 作品制作団体に関する資料

- ・作品制作を適切に遂行できる体制を有していること
- ・人材育成を適切に遂行できる体制を有していること。あるいは、その熱意があること
- ・商業アニメーション制作の実務に精通しているとともに、作品制作を適切に遂行するための技術力およびノウハウを有していること
- ・プロジェクトの効果的遂行のために必要な実績等を有していること
- ・財務状況の評価により経営基盤が確立していること

を確認させていただくにあたり、下記の書類をご提出ください。

①組織の代表者名で本プロジェクトに対する応募意思を明確に示す書面

(必須：様式任意 A4 サイズ)

②団体概要（様式3）

③定款（様式任意 A4 サイズ）

④その他必要と思われる資料

(3) 選定方法

①選定は、一般社団法人日本動画協会と直接経済的な利害関係を有しないアニメーション業界の有識者らにより構成される選定・評価委員会により行われます。

②企画内容に関する評価は、以下に記載の基本方針、および「プロジェクト計画書」に記載の各選定基準に基づき行われます。なお、文化庁および一般社団法人日本動画協会は、審査基準および審査結果に関するお問い合わせには一切応じることはできません。

<選定内容>

- ・事業の目的を実行できる内容であること
- ・作品制作の目標および計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること
- ・作品制作のスケジュールが具体的かつ合理的であるとともに、文化庁およびプロジェクトの意図と合致していること
- ・作品制作推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性を有すること
- ・提案内容に対して、妥当な予算配分が示されていること

③同一法人が3年連続して採択されることは原則としてないものとします。

④同一法人が複数企画を応募することは出来ますが、選定は同一法人1作品のみとなります。また、制作作品は選定されたものに限られます。

3Dアニメーションを含む、従来にはない手法等への取り組みについて

○本事業は、2Dアニメーションを主とした人材育成プログラムである。3Dアニメーションを否定はしない。しかし、フル3Dアニメーションは本プロジェクトの範疇外とし、選考から除外する。

○新しい手法、新しいツールを使った意欲的取り組みは大いに評価する。しかしながら、事前に扱ったことのないツールや手法を本プロジェクトで導入することは、人材育成の主旨から外れ、ツールや手法の開発になってしまって注意が必要となる。(ツールの購入は認めない)少なくとも、その団体内で既に使っているツール、既に実行している手法である必要がある。一般的であるかどうかは問わない。

個人制作アニメーション、アート系アニメーションについて

本プロジェクトにおいて目指す育成とは、商業アニメーションの中核となるであろう人材である。個人制作アニメーションやアート系アニメーションは、デザインや演技・動かしのロジックそのものが商業アニメーションの理論と一致しない場合がある。従って、本プロジェクトの育成の適用からは除外する。

4 応募書類の提出方法等

(1) 応募書類の提出先および問い合わせ先

(提出先)

〒101-0021

東京都千代田区外神田4-14-1 秋葉原UDX4F

一般社団法人 日本動画協会

若手アニメーター育成プロジェクト事務局

(締切)

平成27年5月20日(水)18時必着(持込不可)

(問い合わせ先)

若手アニメーター育成プロジェクト事務局 担当: 小林洋子・塙田(たおだ) 浩一

E-Mail : bunka@aja.gr.jp

※お問い合わせは原則としてE-Mailでお願いします。

※本件に関するお問い合わせ期間は、平成27年4月15日(水)から5月19日
(火)17時30分までとさせていただきます。

(2) 応募書類の提出方法

①用紙サイズはA4版とします。

②提出方法

- 1) 3ページに記載がある「(1) 作品に関する資料」と、5ページに記載がある「(2) 作品制作団体に関する資料」の定款を除く書類一式を15部作成したもの
- 2) 定款、2部
- 3) 応募書類一式のデータを焼いたCD-RもしくはDVD-R、1枚

を、以下の方法で郵送してください(持参不可)

- ・応募配達を証明できる方法により送付すること
- ・応募書類は紙媒体および下記③で示す電子データ形式で提出してください

③その他

- ・応募書類に関する事務連絡先（照会先）を明記してください
- ・応募書類は、日本語で作成してください
- ・金額は、日本国通貨を単位として作成してください
- ・電子データは、CD-RまたはDVD-R（ファイル形式は、マイクロソフトワード2010、マイクロソフトエクセル2010、マイクロソフトパワーポイント2010、PDF形式）にて提出してください

（3）備考

- ・応募書類等の作成費用は、選定結果にかかるわらず応募者の負担とします。
- ・ご応募いただいた応募書類等は返却いたしません。
- ・**例年、書類不備が目立ちます。提出前に再度の確認をお願いします。**

5 応募のスケジュール

1	募集開始	平成27年4月15日（水）
2	応募書類提出〆	平成27年5月20日（水）18時必着（持込不可）
3	選定結果通知	平成27年5月下旬頃～6月初旬
4	契約締結	平成27年6月中旬から6月下旬頃
5	契約期間	契約締結日から業務完了日まで

6 備考

- 1 本プロジェクト実施に際しては、契約書および応募書類記載内容を遵守いただきます。
- 2 選定後、応募内容等については、文化庁および選定・評価委員の意見により変更を求めることがあります。
- 3 本プロジェクトで制作した作品の著作権は、締結する契約に基づき処理されます。詳細については、「プロジェクト計画書」をご参照ください。
- 4 本プロジェクトは人材育成を目的としており、受託制作団体の意図した作品の完

成を保障したものではありません。但し、作品としての完納は行っていただくものとします。

- 5 プロジェクトにより提供される制作予算は 3518 万円（税別）とし、万一、実際の制作費がこれを上回った場合であっても、文化庁および一般社団法人 日本動画協会は一切の追加負担をいたしません。
- 6 プロジェクトにより提供される制作予算は、プリプロ完了時および作品完成時の 2 段階に分け、それぞれ半額ずつ支払われる予定です。
- 7 プロジェクトにより制作される作品は、締結する契約に基づき、平成 28 年 2 月中旬までに完納させることとします。
- 8 制作作品に関する情報について、文化庁およびプロジェクト事務局が本プロジェクトの趣旨にのっとり開示する場合があります。
- 9 応募書類に記載された個人情報は、企画の選定にのみ使用しますが、メインスタッフリスト記載の個人名は公開しますので、あらかじめご了承ください。
- 10 応募書類は、若手アニメーター育成プロジェクト事務局において厳重に保管され、本プロジェクトの前後を通じ、文化庁、若手アニメーター育成プロジェクト事務局および選定時における選定・評価委員以外、一般社団法人 日本動画協会関係者を含む第三者に対して開示されることはありません。選定評価委員に対する応募書類の開示は、若手アニメーター育成プロジェクト事務局管理の下を行い、選定後は若手アニメーター育成プロジェクト事務局に回収されます。
- 11 応募書類は、選定結果にかかわらず返却いたしませんが、選定されなかった企画に関する応募書類については、本プロジェクト終了後、若手アニメーター育成プロジェクト事務局が、原本および写しを含めた一切について速やかに復元不可能な方法で廃棄いたします。
- 12 記載内容に関して問い合わせことがありますので、応募書類は必ず写しを取り、選定結果通知までの間、保管してください。

以上